



桐生ロータリークラブ週報

2006年

国際ロータリー第2840地区 2006-2007年度 国際ロータリーのテーマ



LEAD THE WAY

R.I 会長 ウィリアム B. ボイド

善意というものがいいなら
ロータリークラブは唯の社交クラブだ。
職業は金儲けのためでしかなく、
社会奉仕というも施しにすぎず、
国際奉仕は外交以外の何ものでもない。

バストガバナー 前原 勝樹

会長 金子 篤郎 幹事 堀 明

クラブ会報・広報委員会 村田 勝俊・岸 省吾・蓮 直孝・吉田 和夫

12月4日号

第2591回例会

(11月27日(月) 第4例会)

- | | |
|---------------|---|
| 1. 点鐘 | 6. 委員会報告 |
| 2. ロータリーソング齊唱 | 7. 卓話 「税務を取り巻く環境の変化と
将来に向けた取組みについて」
桐生税務署長 林 廣様 |
| 3. 来訪者紹介 | 8. 点鐘 |
| 4. 会長の時間 | |
| 5. 幹事報告 | |

〈卓話者〉 桐生税務署長 林 廣様 〈桐生中央RC〉 樋口 一枝様

会長の時間

- 11月17日(金) PM12:00より友奴に於いて、次年度佐々木会長年度におけるライラ研修に付きまして、蓮直孝ライラ委員・金子・堀・佐々木・森(末)が会合を致しまして、桐生RCとしての準備委員会立ち上げ及び組織構成について検討を致し、今年中に実行委員会を立ち上げる予定でございます。又、ライラ研修の開催日時につきましては平成19年10月6日(土)・7日(日)の2日間に決定致しております。ライラ研修の開催場所についても、桐生市梅田の青少年野外活動センターで開催。宿泊人数も130人収容可能。
- 総合企画特別委員会の第二回会議を12月4日(月)に桐生俱楽部の1号室で開催予定です。第一回の会議で総合企画特別委員会に於いての協議事項は、単年度でなく2・3年と時間をかけて検討しないと、付け焼刃では成果が出ないのでという事からスタートしましたので桐生RCの現状の問題点の抽出についてとか、RAC・増強など総合企画特別委員会でテーマを上げて、それぞれの委員会へフィードバックして検討してもらう様な事が必要であろうとの事です。

幹事報告

- ファッションタウン桐生推進協議会より各種お知らせが届いておりますので、テーブルへ配布してございます。
- 桐生市ボランティア協議会よりパンフレットならびにV協だよりが届いております。
- 桐生赤城、前橋、足利の各RCより週報到着。

委員会報告

出席委員会

本日の出席(平成18年11月27日)：総員67名・出席49名

平成18年11月13日例会修正出席率：79.2%

ニコニコボックス

竹内康雄君・村田勝俊君…林桐生税務署長を卓話者にお迎えして／疋田博之君…文部科学大臣表彰と厚生労働大臣表彰を受賞しました／藤江聰吉君…点鐘させていただきました／園田 誠君・大島武司君…結婚祝／藤井征夫君…寒くなりました。風邪を召しませんように。／澤田匡宏君…館さんにごちそうになりました／山口正夫君…次男の結婚式が無事終りました。御出席頂いた方々に感謝申し上げます。／矢野 昭君・藤江聰吉君・八木橋洋介君・小島弘一君・阿部高久君・久保田裕一君・疋田博之君・館 盛治君・牛腸 章君・前原正一君・養田 隆君・日野 昇君・塙越紀隆君・金子篤郎君・山口正夫君・吉田栄佐君・佐々木裕君・坪井良廣君・堀 明君・川島康雄君・前原 勝君・岸田信克君・野間義弘君・吉野雅比古君・前原勝良君・岸 省吾君・本田雄一郎君・坂入勝君・川村 隆君・須永博之君・深井彰彦君・吉田和夫君・竹内靖博君・柳 明彦君…塙越さんに写真をいただきました。

ロータリー財団委員会

岸 省吾会員 \$1,300

卓話



「税務を取り巻く環境の
変化と将来に向けた
取組みについて」

桐生税務署長
林 廣様

例会場 桐生俱楽部 TEL45-1513 例会日 毎月曜日 12:30PM

ホームページ <http://www.Kiryu.co.jp/Kiryurc/>

メール kiryu-rc@ktv.ne.jp

(環境の変化)

現在わが国は、かつてない速さで少子・高齢化が進んでいます。貯蓄率が著しく低下するとともに、労働人口の減少が見込まれ、いわゆる「右肩上がり経済」が終焉を向かえました。このような動きを背景に現在、さらなる行政改革の要請が強まっています。また、このような社会を支えるための税制の見直しも進行しています。

さらに、働き方や家族の形の多様化など、企業や家族のあり様が大きく変化する中、経済活動については、IT化が著しく進展し、アジア諸国の経済発展や経済のグローバル化により、個人や企業の国境を超えた活動が広がりを見せ、会計基準の国際的相互浸透も進んでおります。

経済社会のこのような動きを背景に、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しています。昨年からの消費税の事業者免税点の引き下げや、年金課税の見直しなどの税制改正が行われたこともあり、確定申告書の提出件数が著しく増加し、それらを処理するための税務署の事務が大幅に増加しています。

また、経済社会のIT化・グローバル化が著しく進展し、租税回避の手口がますます巧妙になってきているため、税務調査や徴収の事案は従来に増して複雑かつ困難なものになってきています。

このように税務行政を取り巻く環境は、質・量ともに厳しさが増してきています。

(変化に向けた対応)

このような状況の中で、引き続き国民の負託に応えていくためには、限られた資源を効果的かつ効率的に配分しながら、メリハリのある税務行政を行っていく必要があります。これにより十分な調査・徴収事務量を確保し、納税者のコンプライアンスの維持・向上を図っていくとともに、納税者サービスにも配意していくことが肝要と考えています。

このため、納税者が自ら税額を計算して申告・納税をするという申告納税制度の趣旨に沿って、納税者サービスの再構築を行う必要があります。その上で、税務当局においては、税務署の内部事務について、システムやそれに関連する業務の見直し、職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシング化を図り、事務の合理化・効率化を積極的に進めていくこととしています。

また、調査・徴収事務についても、納税者のコンプライアンスの維持・向上の観点から、ITの積極的な活用によるシステムの高度化や調査・徴収事務のありかたそのものの見直しを行い、さらなる充実を図っていくこととしています。

(具体的な施策)

そこで、それらの対応に向けた施策4点について、具体的にご説明をさせていただきます。

(1)納税環境の整備

納税者が自ら正しい申告と納税が行われるよう、納税サービスの充実に努めています。

具体的には、国税庁ホームページの掲載の充実などにより、納税者の必要とする税務情報を提供するとともに、e-Tax・国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」の充実等、ITを活用した申告・納税を推進することにより、申告・納税の手段の多様化に努めています。また、現在、税務相談室や税務署がそれぞれ個別に対応している電話相談について、電話相談センターで集中処理することにより、回答までの待ち時間の短縮など納税者の利便性の向上を図ることとしています。

(2)内部事務の基本的見直し

税務署における内部事務については、納税者の権利・義務に直接影響を及ぼすものであることに十分配意しながら、IT化に対応した事務の見直しを図っていくこととしています。

具体的には、現在、税務署内の複数の部署で別々に処理している内部事務について、その相当部分を一つの部署で一元化して、事務の効率化を図ることとしています。これを内部事務の一元化といいます。

また、他の事務とは独立し、一時に大量に発生する事務の集中化や職員以外でも実施可能な事務のアウトソーシング化の推進にも取り組んでいくこととしています。

(3)調査・徴収事務の基本的見直し

経済社会の国際化・高度情報化が進展する中で、適正・

公平な課税を確保するため、国際的租税回避スキームや電子商取引など先端分野への対応、広域的に事業展開する企業グループへの対応を充実させるとともに、国税組織全体を通じた調査・徴収事務の見直しを行っています。

また、納税者に関する各種情報の相互活用など、システムの高度化を図ることとしています。他方、申告納税制度を支える税理士の公共的使命にかんがみ、税理士法に基づく書面添付制度の推進等に努めています。

また、納税者が自己の経済活動についての税金の問題が事前に予測が可能となるよう、事前照会への対応の充実や移転価格に関する事前確認制度の活用を推進します。

(4)国税職員の職場環境の整備

職員が意欲と希望を持って職務に精励できる職場環境づくりを進めています。特に、国税庁における女性職員の在職割合が年々増加していることを踏まえ、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念にもとづき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、「国税庁特定事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日よりスタートさせました。また、環境変化に対応した研修制度の見直し等も行うこととしています。

以上の諸施策を推進するためには、限られた定員の最適配分、定量的効果を踏まえた予算配分、適材適所の人事配置に、より一層努めていくこととしています。

以上が税務を取り巻く環境の変化と将来に向けた国税庁としての取組みでございますが、とりわけ、その中の一つでありますITを活用した電子申告・電子納税(e-Tax)の普及と推進が、本事務年度の最重要課題として現在税務署で取組んでいるところであります。

このe-Taxができた背景は、電子政府を実現し政府自体のスリム化に寄与し、小さな政府をつくることを目的とした国策の一つとして、国税庁が開発・運用を開始したものであります。

これは、IT基本法と呼ばれる「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」が平成13年1月に施行され、これを踏まえ、IT戦略本部というものができ、内閣総理大臣が本部長となりまして、「e-Japan」という戦略を立て、IT国家になろうと言うことから始まったことでございます。

にもかかわらず、現実には、民間の会社や個人の家ではパソコンが普及してきているにもかかわらず、今一つパソコンを色々と使って仕事をするという形にはなっていないと言われています。利用の面となりますと、アメリカ・韓国のはうが進んでいますし、特に制度に関しては、我が国は非常に遅れていると思います。

国税庁でつくった「e-Tax」というものは、国税の色々な手続き、申告・納税の手続きの全部をパソコンで行えるようにすると言うものであります。

平成16年6月から全国税局で運用を開始しましたが、これがあまり利用されていないのが現状でございます。そこで、本年3月に、具体的に目標をたてて利用促進を図っていこうと言う「今後の行動計画」が公表されたわけでございます。

この目標値を申し上げますと、今後5年間で利用率を50%に達成させるというものです。さしあたり、本年の平成18年度においては、2%が目標であります。

参考に他国の状況を見てみると、オーストラリア：82%、韓国：75%、アメリカ47%であり、日本は僅かの0.5%であります。

そもそも、e-Taxの最大のメリットと言うのは、「時間的・空間的に制約されない」と言うことで、納税者にとっては、非常に利便性の高いものといえます。また、税務署としましても、入力作業が無くなりペーパレス化も含め事務量の削減につながり、政府自身のスリム化に寄与することとなるわけでございます。

今日は、時間もございませんので、手続き等のご説明は省略させていただきますが、是非、ご理解をいただき、ご利用をして頂きたくお願いをいたします。

ご利用にあたってのご質問等については、税務署にお問い合わせください。

最後に、皆様のご健勝と事業のご発展を祈念申し上げまして、本日の卓話とさせていただきます。有難うございました。